

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から61年3月まで
② 昭和61年7月から同年9月まで

昭和59年7月に妻が厚生年金保険に加入した際に、私の国民年金の加入資格を喪失した覚えは無く、妻もそのような手続をした覚えが無い。申立期間当時は、A市役所B連絡所か金融機関で四半期ごとの納付書で納付していた記憶があるので、未加入及び未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその妻は昭和59年7月に申立人の国民年金の資格喪失手続をした記憶は無いと述べているが、申立人は同年6月及び7月の国民年金保険料が還付されていることから、申立人の妻が同年7月に国民年金から厚生年金保険への切替手続をした際に、強制加入ではなくなった申立人の国民年金の資格喪失手続をしたと考えるのが自然である。

また、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間②の前後の国民年金保険料は過年度納付されている上、当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所から未納者に対して少なくとも1回は納付書を発行することとされており、申立人は申立期間②についての納付書を受け取っていたものと考えられることから、申立人があえて申立期間②の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで
A 市から B 市へ転居した際、まとめて国民年金保険料の請求書が来たので、私の妻が夫婦二人分をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は「A 市から B 市に転入した際、まとめて国民年金保険料の請求書が来たので、私の妻が私の分と一緒にまとめて納付した」と述べており、社会保険庁の記録により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、B 市で昭和 52 年 6 月に連番で払い出されている上、国民年金被保険者台帳の昭和 50 年度及び 51 年度摘要欄に「納付書発送」と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所から申立人に対し過年度保険料の納付書が送付されていたものと推認される。さらに、申立人の妻は資格取得した昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの保険料を上記払出日後である 52 年 7 月にまとめて^{そきゅう}遡及納付していることが確認でき、これらのことから、申立人の主張は^{びょう}信憑性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 6 月時点で納付可能な夫婦二人分の保険料額が、申立人の妻がまとめて納付したと記憶している金額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

A から B 市へ転居した際、まとめて国民年金保険料の請求書が来たので、私が夫の分と一緒にまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間のうち、4 か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は「A 市から B 市に転入した際、まとめて国民年金保険料の請求書が来たので、私が夫の分と一緒にまとめて納付した」と述べており、社会保険庁の記録により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、B 市で昭和 52 年 6 月に連番で払い出されている上、国民年金被保険者台帳の昭和 50 年度及び 51 年度摘要欄に「納付書発送」と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所から申立人に対し過年度保険料の納付書が送付されていたものと推認される。このことから、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の申立期間直前の昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が 52 年 7 月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間のみの保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年1月31日まで

A社の厚生年金保険資格取得日は、昭和40年2月1日からとなっているが、自分の記憶では39年8月ごろから勤務していたと思う。その当時、私の家族から会社あてに届いた手紙や現金書留の消印が、同年9月14日から40年2月19日まで7通あるので、その期間勤務していたことは間違いがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月から40年3月26日までA社において、販売業に従事し、その間厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、同年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、申立人は、入社してすぐに社員旅行に行ったことを申し立てており、当時社員旅行があったことは事業主及び同僚から証言を得ている上、その時期については、現在の事業主から「8月であったことは間違いがない」と証言を得ている。

また、申立人は、当時の各店舗の従業員数及び業務内容について詳細な記憶があり、申立人とは別店舗に勤務していたが、寮で生活を共にしていた同僚は「申立人と一緒に旅行に行った記憶があるし、夏ごろから勤務していたと思う」と証言しており、申立人が申立期間において事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、新聞の求人欄において「社会保険有り」との内容を父親と共に確認の上、当該事業所に就職を決めたと申し立てており、昭和39年7月31日付けB新聞の求人欄を確認したところ、申立てどおりの求人内容が

確認できた。

加えて、申立期間中に、事業所に勤務する申立人あての申立人を気遣う家族からの手紙が7通あり、継続して勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月15日から33年3月3日まで
昭和30年9月に友人の紹介でA社に入社し寮生活をしていた。33年7月ごろに出産のためB市の実家に戻り同年11月30日に出産した。34年2月に夫の転勤のため夫の実家であるC市に引っ越し、その後はD市に住んだことは無い。
会社から退職金を受け取っていないし、脱退手当金の支給を受けた覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社を申立人と同時期に資格喪失した複数の同僚は「会社からの脱退手当金の説明は無かった」と証言している上、脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年9月27日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままである上、厚生年金保険記号番号払出簿の氏名も昭和62年3月23日まで氏名変更がなされておらず、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は32年10月7日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎にするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、6回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、最初に勤務した関連事務所での5回の被保険者期間の107か月を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年2月まで
申立期間当時は学生であったが、両親からの仕送りとアルバイトの金額で国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であるが、申立人は、申立期間の納付時期及び納付金額について、記憶が不明瞭^{りょう}である。

また、申立期間以後の国民年金加入期間についても、未納期間及び免除期間が見受けられるほか、申立人の国民年金納付済期間の大半は、過年度納付である上、納付日も不定期であることから、申立期間の国民年金保険料の納付の事実を推定することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 60 年 2 月まで

学生は任意加入であったが母親が子供たちのために思い 20 歳から加入、納付してくれた。姉に少し未納期間があるが、二人の弟も学生の間すべて納付済みであり、私だけが 20 歳からの学生であった期間がすべて未加入、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行っていたとする申立人の母親に聴取しても記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間で保険料が納付できない期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 1 月時点では、既に申立期間の大部分は時効により納付できないことになっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したと推定することは困難と考えられる。

さらに、申立人は「学生は任意加入であったが子供たちのために思い母親が 20 歳から加入したはずだ」と述べているが、申立人の弟（二男）は夜間大学生の強制加入者であること、及び夜間短期大学生で強制加入者であったその姉は 20 歳から 9 か月の未納期間がみられることなどから、申立人の母親がすべての子供たちの国民年金保険料を 20 歳から納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金は、両親が加入手続を行い、国民年金保険料は結婚前まで両親が支払った。結婚後の昭和 46 年 4 月からは、養子である夫が家計を管理し、夫婦と両親の 4 人分の保険料を支払った。両親、夫共、未納期間が無いのに、私のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に何ら関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっており、結婚前の昭和 44 年 3 月から 46 年 3 月までの期間における国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、結婚後の昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月までの期間について、申立人の保険料を納付したとするその夫への聴取ができないことから同期間についても納付状況は不明である上、申立期間直後の昭和 49 年度について、申立人の夫は前納しているのに対し、申立人は過年度納付しており、その時期には申立人の夫が申立人の保険料を併せて納付していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 12 月ごろ払い出されており、その時点で申立期間の大半は特例納付によるほかは時効で保険料を納められない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年3月まで
母親が、毎日店に出入りしていた銀行員に売上金を預ける時、国民年金保険料も一緒に支払った。手続きをした記憶も無いのに、申立期間が申請免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親も申立人と同様に申立期間の半年前から国民年金保険料の納付が大幅に遅延している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間について平成6年1月28日に、申立人の母親は同年1月から3月までの期間について同年2月15日に、それぞれ国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

これらのことから、「両親が経営していた店に毎日出入りしていた銀行員に店の売上金を預ける時に国民年金保険料も一諸に支払った。当時は何ら生活状況にも変化無く、免除申請した記憶も無い」との申立人の主張は不自然である。

さらに、家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立期間の納付状況について、申立人の母親から当時の状況を聴取しても記憶が明確でなく、その父親からも聴取することも困難である等、関係人の証言も得られないことから、申立期間について定期的に納付していたと推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年12月までの期間及び60年1月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から53年12月まで
② 昭和60年1月から平成3年3月まで

申立期間①は自営のため会社を退職し、妻がA市役所で国民年金の加入
手続をした。納付は妻が妻の分と一緒に出入りの銀行員や、金融機関へ納
付していた。申立期間②は、自営業が経営不振になり、妻が免除手続をし
た。申立期間が未加入となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付や免除手続について関与しておらず、その
納付及び免除手続を行ったとする申立人の妻の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間
①及び②当時の納付状況や免除状況の詳細については不明である。

また、社会保険庁の記録でも申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出され
た形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳（昭和49年11月以降に交付された制
度共通の年金手帳）には、国民年金の加入記録が無いことから、申立人は現
在まで国民年金へ加入したことは無いと推認され、したがって、申立人が申
立期間①及び②の期間中に国民年金保険料の納付又は免除を受けていたとは
認め難い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連
資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立期間②については、申立人の
妻も未加入又は未納であり、免除を受けていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除さ
れていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 7 月 7 日から 20 年 8 月 28 日まで
A社に勤務した昭和 17 年 7 月から 20 年 8 月までの加入期間を照会したところ脱退手当金を受給済みである旨の回答を受けたが、私は脱退手当金を絶対に受け取っていない。当時その制度さえ知らなかったなので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁で管理する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や支給金額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の同僚の多くは高齢又は他界しているため具体的な証言を得ることもできず、さらに、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 20 日から 37 年 3 月 7 日まで
② 昭和 37 年 5 月 14 日から 40 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 25 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 21 日まで

A 県で働いた B 社の退職時に 3 万円ほどの退職金をもらった覚えがあり、脱退手当金だと思っていたが、考えてみれば退職金であったと思う。昭和 40 年 9 月に結婚をして C 県へ来た。43 年 1 月 27 日に脱退手当金を受けたと社会保険事務所で説明を受けたが、D 社を 42 年 6 月に退職し、43 年 1 月に出産をしたが、産後の療養中で、外出は一切しておらず、退職後は同社へ出向くことも、その当時に振り込まれたことも無く、脱退手当金の受領はしていないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したとする旨の記録がされている。

また、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 42 年度当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられるところ、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間並びに申立期間③及び④の被保険者期間はそれぞれ別番号で管理されていることから、申立人の意思に基づかずに脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 43 年 1 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 27 日まで
② 昭和 39 年 8 月 12 日から 42 年 1 月 11 日まで

私は申立期間①のA社でも申立期間②のB社C工場でも解約したことも一時金をもらったことも無い。当時（A社）の同僚3人も解約済みになっているが、納得していないし、私は無責任なやり方に納得できない。脱退手当金支給記録を取り消して、年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるとは考え難い。

申立期間①については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年8月5日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を算定した社会保険事務所に回答したことが記録されている。

また、申立期間②については、在職中の昭和41年9月29日の出産に係る健康保険制度からの保険給付金を請求及び受領したことについての記憶も無い。

さらに、申立期間の脱退手当はいずれも申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 25 日から同年 8 月 10 日まで
② 昭和 27 年 9 月 21 日から 32 年 2 月 11 日まで

中学卒業後勤務した申立期間①のA社では、最初の約束と違う勤務状態で早朝から深夜まで働かされたいい加減な会社だったため、逃げるように辞めた経緯があるが、厚生年金保険に加入していたと思う。その後勤務した申立期間②のB社（現在は、C社。以下同じ。）については断じて脱退手当金を受け取っていない。両申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における申立人の同僚等に関する申立内容及び申立人の出身中学校に照会した卒業後の進路から判断して、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたこと及び健康保険証に関する具体的な記憶も無い。

また、申立期間①に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主は、5か月ぐらいは研修期間があったと回答しているところ、申立人と同一中学校から一緒に就職した同僚の厚生年金保険の資格取得日は卒業後入社したと推認される日の約4か月後となっており、同事業所では、入社後一定の期間をおいて厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を行っていたものと推認される。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が勤務していたB社D工場の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月前後約2年以内に資格喪失した者43名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、38名について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もない上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年3月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から平成元年 8 月 10 日まで
② 平成 3 年 6 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

A社から派遣され、B町のC社で仕事をしていました。給料はA社からもらい、厚生年金保険料が引かれていたはずで厚生年金保険に加入していたと思っていた。また、同社が平成3年6月に倒産し、D社（現在は、E社。以下同じ。）になったことは知らず、以前と同じようにC社で仕事をし、給料から厚生年金保険料が引かれていたと記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立期間①については、申立人が雇用保険の被保険者となったのは平成元年8月11日であり、厚生年金保険被保険者資格取得日と同じである。また、F市役所では、昭和39年10月9日から平成元年8月12日までの国民健康保険加入記録及び昭和62年4月から平成元年7月までの国民年金保険料申請免除記録が確認できる。

さらに、A社の全喪後に事業を引き継いだE社に照会したところ、「当時は、社会保険に加入しないアルバイト扱いの人が何人かいたし、社会保険と雇用保険はセットで加入させていたはずである」との回答を得た。

申立期間②については、雇用保険の加入履歴からA社の離職日は平成3年6月23日、D社の被保険者となった日は同年6月24日であることが確認でき、申立人の主張どおり勤務は継続していたと考えられる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は平成3年6月30日の全喪により、申立人を含め在籍していた社員9名は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D社が新規適用を受けた同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、E社の顧問社会保険労務士は、「A社の社長が個人的な借財で夜逃げをしたため、残った幹部社員が事業を別法人で継続し、労働保険の適用はすぐにできたが、社会保険への加入には準備に時間がかかり、8月1日になってしまった。賃金台帳は無いが、適用が無かった時の社会保険料は引いているはずが無い」と証言している。

さらに、当時の同僚に対する調査でも、給与明細等厚生年金保険料控除を確認できる資料及び証言を得ることができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から 44 年 5 月まで
② 昭和 52 年 11 月から 54 年 3 月 21 日まで

昭和 40 年 2 月から 4 年間ほど A 社に勤めていた。B 社には 52 年 11 月ごろから 59 年まで勤めた。当時は C 社という屋号であった。同社は D 市にも事業所があった。A 社に勤務した 4 年間、B 社に勤めた 52 年 11 月からの期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

A 社に係る申立期間①については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 43 年 7 月 1 日であり、当時の事業主は、「申立人は、申立人の母親が亡くなった 41 年 7 月ごろは勤務していたが、適用事業所になる前に退職していた」と証言している上、同僚は「申立人は、適用事業所になる半年ぐらい前に辞めていたと思う」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

B 社に係る申立期間②については、申立人の雇用保険被保険者取得記録は厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 54 年 3 月 21 日であり、52 年 10 月から 54 年 2 月までは国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除の記録となっている。

また、事業所照会を行ったが、当該事業所は平成 12 年 11 月 29 日に全喪しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料を得ることができなかった。

さらに、同僚は「申立人と一緒に勤務していたが、いつから一緒に働き始めたか分からない」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 41 年 1 月 16 日まで
A社に勤めた期間について、社会保険事務所から脱退手当金支給済みとの回答を受けたがどうしても納得いかない。当時、脱退手当金制度があることは知っていたが、自分は再就職をして、厚生年金保険に加入するつもりでいたため、あえて脱退手当金の請求をしなかったのに、脱退手当金支給済みという記録が残されており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、B社会保険事務所に厚生年金保険脱退手当金支給報告書が残されている。

また、申立期間の脱退手当金は退職からおよそ2か月後と短期間で支給され、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。